

第 5 7 号議案

足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例

足立区東綾瀬公園温水プール条例（平成 4 年足立区条例第 2 9 号）の
一部を次のように改正する。

第 1 条中「体育・スポーツ」を「、体育及びスポーツ」に改める。

第 4 条第 2 号中「体育・スポーツ」を「体育及びスポーツ」に改める。

第 1 7 条第 2 項中「ときは」を「場合は、特別の事情があると認めた
ときを除き」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

指定管理者の指定に関する規定を整備するほか、所要の規定を整備する
必要があるため、この条例案を提出いたします。